

答 申 個 第 1 4 6 号  
令 和 6 年 7 月 1 9 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 北 村 和 生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年2月14日付け保障第723号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

発言と裁決書記載内容が一致していない根拠等に係る文書の不存在による非開示決定事案  
（諮問個第330号）



## 1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年9月27日に、処分庁に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の個人情報の開示を請求した（以下、①を「請求内容1」、②を「請求内容2」、③を「請求内容3」、④を「請求内容4」、⑤を「請求内容5」という。また、これらの請求内容をまとめて、以下「本件請求」という。）。

- ① 口頭意見陳述時に処分庁担当課長及びかがやきセンター長が発言している内容と令和4年8月24日付け京都市指令保障第258号（裁決書）に書かれている内容が一致していないので其の事由及び根拠を記す公文書
- ② 令和4年8月24日付け京都市指令保障第258号（裁決書）に於いて「原文書を廃棄したものと考えた」と書かれているので該当する廃棄簿
- ③ 令和4年8月24日付け京都市指令保障第258号（裁決書）に於いて「隠蔽には当たらない」と書かれているので此れを裏付けられる事由及び根拠を記す公文書
- ④ ●●かがやき元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票が適切に作成されていると判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書
- ⑤ ●●かがやき元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票が出鱈目に作成されていないと判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書

※ 「かがやき」は京都市発達障害者支援センターかがやきを指す（以下同じ）。

※ 上記以外の請求文書については、本件審査請求において争点とされていないため、記載を省略する（以下同じ。）。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないためとして、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和4年10月12日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

請求内容1、3、4及び5については、それぞれの請求内容を示す公文書を取得、作成していない。

請求内容2については、該当する廃棄簿を作成していない。

- (3) 審査請求人は、令和5年1月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

##### (1) 請求内容 1 ～ 3 の事案経過について

処分庁は、令和 4 年 2 月 7 日に審査請求人から「開示請求者からかがやきに対する疑義問い合わせに対して●●かがやき元職員がかがやきに回答した文書」の個人情報開示請求を受け、令和 4 年 2 月 22 日に「公文書を作成又は取得していないか、作成等されていたとしても、既に廃棄している。」を理由に不存在による非開示決定処分（以下「別件処分」という。）を行った。その後、令和 4 年 3 月 2 日に実施した他の審査請求事案に係る行政不服審査法第 31 条に基づく口頭意見陳述（以下「別件口頭意見陳述」という。）を実施した際に、別件処分について審査請求人から、過去に実施した口頭意見陳述において処分庁から証拠提出がされたため存在するはずである旨の主張があった。

その後、改めて審査庁において文書探索を行ったところ、対象となる公文書（以下「回答書」という。）の写しが存在することが確認できたため、審査庁が審査請求人に情報提供を行った。

しかしながら、審査請求人は、別件処分に対し処分の取消しを求める審査請求（以下「別件審査請求」という。）を提起したため、審査庁は、回答書の写しを文書特定すべきと判断し、別件処分を取り消す裁決（以下「裁決書」という。）を令和 4 年 8 月 24 日付けで行った。

##### (2) 本件請求に係る文書について

###### ア 請求内容 1 について

本件請求は、別件口頭意見陳述において存在していない旨を回答したのちに、裁決書において、存在している旨を記載したことに係る事由及び根拠を記した公文書を求めたものである。

###### イ 請求内容 2 について

裁決書において「原文書を廃棄したものと考えた」と書かれているため、回答書を廃棄したことが分かる廃棄簿を求めたものである。

###### ウ 請求内容 3 について

別件処分を行った後に回答書の写しが発見され、審査庁がそれを審査請求人に任意提供したことについて、審査請求人から「公文書を隠蔽していた」と主張されたことに対し、審査庁が裁決書において「隠蔽には当たらない」と記載したため、それを裏付けられる事由及び根拠を記した公文書を求めたものである。

エ 請求内容 4 及び 5 について

本件請求のうち、請求内容 4 は、●●かがやき元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票が適切に作成されていると判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書を、請求内容 5 は、同じく元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票が出鱈目に作成されていないと判断する事が出来る事由及び根拠を記す公文書を求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 請求内容 1 について

裁決書においては、個人情報開示請求を受けて回答書を搜索した令和 4 年 2 月時点において、処分庁が回答書を確認できなかったため不存在による非開示決定処分を行った経過や、令和 4 年 3 月 10 日に回答書の写しが発見され、審査請求人に任意提供したことなどが説明されている。

一方で、口頭意見陳述は裁決書が作成される前の令和 4 年 3 月 2 日に開催されており、処分庁はその時点での認識に基づいて発言している。よって文書の有無の把握状況が令和 4 年 8 月 24 日付けの裁決書の記載内容とで違いが生じている。

したがって、その事由及び根拠を記すような公文書は作成しておらず、また取得した文書もない。

イ 請求内容 2 について

該当する廃棄簿は作成していないため、存在しない。

ウ 請求内容 3 について

令和 4 年 3 月 10 日に、審査庁は自ら回答書の写しを審査請求人に任意提供したのであって、真に隠蔽を図るのであれば、改めて探索した事実や回答書の写しを発見した事実自体を審査請求人に説明したり、任意提供自体を行わないと考えられるため、「隠蔽に当たらない」と判断したものである。

このような客観的事実を踏まえ、職員が検討し、見解を示すものについては、自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づいて判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合が多いと考えられるため、その事由及び根拠を記すような公文書は作成しておらず、また取得した文書もない。

エ 請求内容 4 及び 5 について

処分庁としては、かがやき職員は、発達障害者支援法やその他の関係法令に基づいて支援を行うことが職務であり、元職員をはじめとするかがやきに勤務する職員は、それぞれ担当した相談者について個別支援計画書及びプロフィール票を適切に作成しており、かつ出鱈目に作成していないものと認識している。また、かがやきが相談等の支援を行うに当たって、職員が相談者から聞き取った内容を踏まえ、自らの理解した範囲内で、自らの判断により必要と認められる情報を記載した内容や、相談者の状況を踏まえた支援の目標設定などを記載した内容については、当該職員が自らの経験

や様々な文献から得た総合的な知見に基づき、主体的に判断して記載するものであり、当該記載内容について、必ずしも本市が作成又は取得した公文書を根拠としているものではない。

したがって、本件請求に係る文書は作成しておらず、また取得した文書もない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

反論は口頭意見陳述時※に行う。

※ 行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述を指す。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る文書について

本件請求は、別件審査請求に係る裁決書並びに個別支援計画書及びプロフィール票についてその記載内容の根拠が分かる文書と、回答書の廃棄簿の開示を求めたものである。

### (2) 本件処分について

#### ア 請求内容1について

(ア) 処分庁は、別件口頭意見陳述は裁決書が作成される前の令和4年3月2日に開催されており、処分庁はその時点での認識に基づいて発言しているため、文書の有無の把握状況が令和4年8月24日付けの裁決書の記載内容とで違いが生じていると主張している。

(イ) 別件口頭意見陳述は、令和4年8月24日付けで裁決書が作成される前の、令和4年3月2日に開催されており、処分庁はその時点での認識に基づいて発言している。

よって、文書の有無の把握状況が裁決書の記載内容と違いが生じていることは時系列から明らかであり、その根拠となる公文書が存在しないとの処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。

#### イ 請求内容2について

(ア) 処分庁は、該当する廃棄簿は作成していないため、存在しないと主張する。

- (イ) 公文書の廃棄については、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第10条の規定により、「文書管理責任者は、公文書の保存期間が経過した後に、当該公文書を廃棄するものとする。」と定められている。また、京都市公文書取扱規程（以下「規程」という。）第50条1項において、「文書管理責任者は、保存期間が満了した完結文書について、その内容を点検したうえ、文書管理統括者に合議し、廃棄を決定しなければならない。」と定められている。

当審議会が処分庁に対し、本件回答書を廃棄する場合、廃棄の決定が必要となる文書であるかを確認したところ、決定が必要となる公文書となるが、当該回答書に係る廃棄の決定書の存在は確認できなかったとのことであった。また、回答書を廃棄したかどうかについても処分庁に事実確認をしたところ、不明とのことであった。このことから、処分庁には文書管理上の問題があることが認められ、今後は規則及び規程に従い、適切な文書管理に努めるよう強く求める。

しかしながら、事実として本件回答書の廃棄及び当該廃棄に係る決定書の存在は確認できなかったことから、処分庁の説明を覆す特段の事情も存せず、該当する廃棄簿が存在しないという処分庁の主張について特段不合理な点は認められない。

#### ウ 請求内容3について

- (ア) 処分庁は、自ら回答書の写しを審査請求人に任意提供し、回答書の再探索や写しを発見した事実自体を説明していることから隠蔽には当たらないと主張する。また、このような客観的事実を踏まえ、職員が検討し、見解を示すものについては、自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づいて判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合が多いと主張する。

- (イ) 市民等に対する職員の発言に係る根拠となる公文書の有無については、令和4年6月24日付け答申個第118号において判断したように、業務等に対する職員の考えや認識につき、自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合が多いと考えられ、請求内容3にあるような職員の発言について、その根拠となる公文書が存在しないとの処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。

#### エ 請求内容4及び5について

- (ア) 処分庁は、かがやき職員は発達障害者支援法やその他の関係法令に基づき支援を行い、適切に文書を作成していると認識していると主張する。また、相談者の状況を踏まえた支援の目標設定などを記載した内容については、当該職員が自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき、主体的に判断して記載するものであり、特段、何らかの公文書に基づくものではないことから、請求に係る公文書は作成も取得もしていないと主張する。

- (イ) 一般に、相談業務に従事する職員が面談時に相談者から聞き取った情報を記録する場合、当該記録の作成目的に応じて自らの理解した範囲内で、自らの判断によ

り必要と認められる情報を記載するものである。また、かがやき職員が相談等の支援に当たって文書を作成する際には、当該職員が自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき、主体的に判断して記載するものである。

なお、当審議会としても個別支援計画書及びプロフィール票の作成に関し、請求内容 4 及び 5 に係る公文書がなお存在する可能性もあると思われたため、処分庁に確認したところ、いずれについても対象となるものはなかった。

したがって、本件では、元職員が作成した個別支援計画書及びプロフィール票について、それらが適切に作成されており、また出鱈目に作成されていないと判断することができる公文書を特定し開示することが求められているが、このような場合に該当する公文書が存在しないことは不自然ではない。

オ 以上から、当審議会は、本件請求に係る公文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。

### (3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。



(参 考)

1 審議の経過

|      |        |                           |
|------|--------|---------------------------|
| 令和5年 | 2月14日  | 諮問                        |
|      | 3月16日  | 諮問庁からの弁明書の提出              |
|      | 11月21日 | 審査請求人から反論書の提出             |
| 令和6年 | 5月10日  | 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第1回会議） |
|      | 6月14日  | 審議（令和6年度第2回会議）            |
|      | 7月19日  | 審議（令和6年度第3回会議）            |

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）